

代議員制の導入を検討しています

● 目的は大きく2つ

① さらなる地区活動の活性化に向けて

本会はこれまで、佐賀県理学療法士会学会、症例検討会、介護予防・健康増進キャンペーンなど、県下5地区での開催を行うことで、地域の実情やニーズに応じた事業活動を推進して参りました。また地区担当理事や地域包括ケア担当部員を配置することで、地域医療構想や地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進しています。この取り組みをさらに活性化させるため、地区選出の代議員により地区の意見を集約、発信することが、本会の運営の力となり、会のさらなる発展につなげていきたいと考えています。

② 会の運営を確実かつ効率よく機動的に行うため

総会の開催要件である会員の2分の1の出席、定款の変更要件である会員の3分の2の賛成要件を満たすための事務局や執行部の労力は半端ではありません。本会の運営を社会の情勢や本会へのニーズに沿って、確実かつ効率的よく機動的に行うため、総会の構成要因として、会員に代えて、会員の中から選出された代議員によって構成される制度へ変更したいと考えています。

● 代議員制とは？

- 代議員は、従来の会員に代わり、総会を構成する一員として総会の議決権を行使します
- 代議員は、会員による代議員選任手続きを経て一定数の者^(注)が選ばれます
- 代議員の職務は、総会に出席し、議決権を行使しますが、書面による議決権行使も可能です
- 代議員以外の会員も、総会に係る権利以外の権利について、何ら変更はなく、一方、当該代議員が会員としての権利を有することも当然です

(注) 代議員数について

- 全体の代議員数は、正会員の中から概ね30人に1人の割合で選出する想定しています
- 各地区（鳥栖広域部、中部広域部、杵藤広域部、伊万里有田広域部、唐津東松浦広域部）の会員数による格差がないように公平性を保ちつつ、各地区ごとに代議員を選出するための選挙を行います

● 何が変わる？

- 代議員制が導入されれば、代議員を選任するために新たに代議員選挙が行われます
- 総会の構成要員は、会員から代議員へ変更になります
- 本会の役員（理事・監事）候補者の選出に関する選挙の選挙人は、告示日の時点における代議員となります

● 今後のスケジュールは？

- 代議員制を導入するためには定款の一部変更が必要になります。そのためには、総会において総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の承認を得る必要があります
- 代議員制が承認されれば、代議員選挙を行い代議員を選任し、代議員による総会が開催されます

会員の皆さまへの十分な説明と、皆さまからのご意見をいただきながら進めて参ります

